

地方自治体等の助成制度のご案内

国、各市町村や団体等に設けられている受講料等助成制度を活用すると、さらに効率的な人財育成が可能です。

◎経費の負担を最小限に!
◎受けた助成を更なる人財育成に!
助成制度の有効活用をお勧めします

長野県

(2021年2月現在、50音順)

	機関名	対象者	助成額(上限)	お問い合わせ窓口
県	長野県	県内に本社又は主たる事業所を有する中小事業者(臨時雇用される女性労働者が参加し、地域マシント等の管理職におけるキャリア育成を目的とする研修が対象)	受講料・教材費の2分の1(交通費、食費、宿泊費等を除く) ※3万円(一般事業主行動計画を策定し、届け出ているときは4万円)限度	県民文化部人権・男女共同参画課 026-235-7102
	安曇野市	市内に主たる事業(事務所)を有し、製造業又はソフトウェア業を主に行う者	受講料の2分の1以内 ※受講者1人につき2万5千円、1事業者につき1年度当たり10万円限度	商工労政課 0263-71-2041
	飯田市	市内に事業所を有する中小企業者およびその従業員	受講料の2分の1 ※2万円以内、1事業所につき1年度2回まで	金融政策課 0265-59-7161
	飯綱町	中小企業基本法第2条第1項に規定するもの	事業主負担の受講料に100分の30を乗じて得た額 ※1企業5万円限度	産業観光課 026-253-4765 商工観光係
	伊那市	市内に事業所がある中小企業者	受講料の2分の1 ※1事業所年間5万円以内	商工振興課 0265-78-4111
	上田市	市内に事業所を有する中小企業者及びその従業員	受講料及び宿泊料(食事代は除く)の2分の1 ※1人1年度内1回	地域雇用推進課 0268-24-7363
	木曾町	町内中小企業者及び企業団体	受講料の2分の1(旅費を除く) ※1研修あたり2万円、1企業あたり年間5万円上限	観光商工課 0264-22-4285
	駒ヶ根市	市内に本社機能を有する中小企業者	経費の2分の1以内 ※上限30万円	商工振興課 0265-83-2111
	小諸市	市内事業者	受講料の100分の30 ※1社5万円、同一の従業員1人につき1万円	商工観光課 0267-22-1700
	下諏訪町	町内に事業所又は営業所を有し、営業実態及び町への納税が確認できること	1研修につき受講料の2分の1以内で2万円限度、1企業年間8万円限度	ものづくり支援センターしもすわ 0266-26-2226
	須坂市	市内の中小企業者・中小企業団体	受講料(1万円未満を除く)の2分の1以内 ※3万円程度、年度内1人1回限り	産業連携開発課 026-248-9033
	諏訪市	市内工業者	受講料の2分の1以内 ※2万円を限度	商工課 0266-52-4141
	喬木村	村内に事業所を有する法人、個人に規定する青色申告者	受講料の2分の1 ※一事業所において1年度につき5万円上限	産業振興課 0265-33-2001 商工観光係
	高森町	町内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法2条に規定する者	受講料の2分の1以内 ※受講者1人につき2万5千円限度、当該年度内1中小企業者あたり10万円限度	産業課商工観光係 0265-35-9405
	千曲市	市内に勤務する中小企業者や中小企業団体等	受講料に2分の1を乗じて得た額以内 ※1人につき5万円限度、1事業者10万円限度	産業振興課 026-273-1111
	茅野市	市内中小企業者 ※業種制限あり	受講料の2分の1 ※1人当たり1万円以内、1企業1年度10万円以内	商工課 0266-72-2101
	中野市	市内に住所又は事業所を有する中小企業者	受講料の2分の1以内(交通費、宿泊料、食事代は除く) ※1人につき5万円限度、1人につき同一年度内1回限り	営業推進課 0269-22-2111
	長野市	市内に事業所を有する、ものづくり産業・情報通信関連産業・建設業中小企業者	受講料の2分の1以内、ものづくり産業:1人3万円、1事業所10万円、情報通信:1人10万円、1事業所30万円、建設業:1人5万円、1事業所10万円以内	商工労働課 026-224-6751
	松川村	商工会が、中小企業基盤整備機構又は県が行う各種研修に派遣する中小企業者	受講料に100分の50を乗じて得た額	経済課 0261-62-3109
	松本市	松本市内に主たる事業所を有する製造業又はソフトウェア業に属する事業者	受講料の2分の1以内 ※1人当たり2万5千円を限度、1事業所10万円限度	商工課 0263-34-3270
南箕輪村	従業員総数100人未満の村内事業所・個人事業主	受講料、宿泊費、交通費の全額 ※1事業所・個人事業主あたり年度内5万円以内	産業課 0265-72-2104	
箕輪町	町内に事業所を有する小規模企業者又は個人事業主	受講料の2分の1 ※1年度間につき1人当たり3万円、1事業者当たり9万円が上限	商工観光推進室 0265-96-8300 商工係	
泰阜村	中小企業事業主及び従業員	受講料に10分の5を乗じて得た額 ※1企業1期20万円限度	振興課 0260-26-2111	
支援機関	阿智村商工会	会員事業所の事業主及び従業員	受講者1名につき年間3万円以内 ※1社につき年間10万円以内	0265-43-2241
	飯山商工会議所	会員である事業主、役員、従業員	受講料の全額 ※1社5万円限度	相談課 0269-62-2162
	佐久穂町商工会 ※1	商工会員	受講料及び宿泊料の2分の1以内(大学の寮に宿泊する場合に限る) ※3万円以内、1年間につき1人1回限り	0267-86-2275
	信州新町商工会	当会事業主及び役員、従業員	受講料の2分の1 ※1人3万円以内、1事業所4万円以内	026-262-2138
団体界	公益社団法人長野県トラック協会 ※2	会員である中小企業の経営者、後継者及び管理者	受講料の3分の2((公社)長野県トラック協会:受講料の3分の1、(公社)全日本トラック協会:受講料の3分の1)	総務部 026-254-5151

福島県

市	会津若松市	中小企業者	経費の100分の50、10万円以内 ※同一の中小企業につき1回限り	商工課 0242-39-1252
	喜多方市	市内の事業者	製造業:受講料の2分の1 ※1企業年間16万円、1人1回4万円以内 製造業以外:1人当たり3万円までは全額、3万円を超える場合は超過額の2分の1に3万円を加算した額 ※1事業者年間15万円限度、1人1回5万円限度	商工課 0241-24-5247
	須賀川市	中小企業者等	経費の3分の2 ※受講料、旅費、宿泊費の合計が5万円以上、2日以上の研修が対象、1年度中小企業者等は40万円限度	商工課 0248-88-9143
団体界	公益社団法人福島県トラック協会 ※2	会員である中小企業者の経営者、後継者・管理者	受講料の3分の2((公社)福島県トラック協会:受講料の3分の1、(公社)全日本トラック協会:受講料の3分の1)(対象講座は全日本トラック協会に準ずる)	業務部 024-558-7755

富山県

市	氷見市	市内に事業所を有する中小企業者(市税の滞納がないもの、他団体等から同種の補助金を受けていないこと)	受講料の2分の1以内 ※1受講者あたり年度内上限5万円、1申請者あたり年度内上限10万円	商工振興課 0766-74-8105
団体界	一般社団法人富山県トラック協会 ※2	定款に定める正会員であって法定中小企業者の経営者等	受講料の3分の2((一社)富山県トラック協会:受講料の3分の1、(公社)全日本トラック協会:受講料の3分の1)	総務部 076-495-8800

石川県

市	小松市 ※1	市内に主たる事業所を有する中小企業者	経費の2分の1(千円未満切り捨て) ※20万円限度(経営管理者養成コースのみ対象)もしくは10万円限度(概ね1週間以内の研修)	商工労働課 0761-24-8074
	野々市市	市内に主たる事業所を有する中小企業者	受講料の2分の1以内 ※受講者1人あたり上限10万円、1企業1年度最大10万円	産業振興課 076-227-6082
支援機関	加賀商工会議所 ※1	加賀市内で1年以上営業する会員事業所	受講料の3分の2以内 ※1事業所あたり10万円または従業員1人あたり5万円限度	産業人材育成係 0761-73-0001
	川北町商工会	会員企業、従業員	受講料の2分の1 ※2万円限度	076-277-2133
団体界	一般社団法人石川県トラック協会 ※2	会員事業者の経営者・管理者等	受講料の3分の2((一社)石川県トラック協会:受講料の3分の1、(公社)全日本トラック協会:受講料の3分の1)	076-239-2511

※1 三条校内で開催される研修のみが助成対象となります。※2 業界団体に加盟していることが利用条件です。

国の受講料助成制度

「人材開発支援助成金制度(特定訓練コース(Off-JT))」

※10時間以上の研修が対象となります

お問い合わせ先

・新潟労働局職業対策課助成金センター
Tel: 025-278-7181

・長野労働局訓練室
Tel: 026-226-0862

・富山労働局助成金センター
Tel: 076-432-9172

・石川労働局職業対策課
Tel: 076-265-4428

・福島労働局職業対策課
Tel: 024-529-5409